

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和2年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	宇土市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。 ①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、被保険者名簿の作成 ②保険料納付困難者からの免除申請受付、審査に係る情報の提供 ③年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ④老齢基礎年金ほか請求手続に関する受付 ⑤受理した届書を日本年金機構に送付進達
③システムの名称	1. 総合行政システム国民年金 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民保険課
②所属長の役職名	市民保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	I. 1. ②(事務の概要)	宇土市では、国民年金法に基づき、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。 ①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、被保険者名簿の作成 ②保険料納付困難者からの免除申請受付、審査にかかる情報の提供 ③年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ④老齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付 ⑤受理した届書を日本年金機構に送付進達	宇土市では、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金に係る事務を、年金事務所と協力して行う。 ①第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出の受理、被保険者名簿の作成 ②保険料納付困難者からの免除申請受付、審査に係る情報の提供 ③年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報の提供 ④老齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付 ⑤受理した届書を日本年金機構に送付進達	事後	変更は、文言の整理のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	I. 3(法令上の根拠)	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	I. 4. ①(実施の有無)	実施する	実施しない	事後	変更は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施しないとするものであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	I. 4. ②(法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二の1~4, 6, 16, 25, 26, 27, 30, 32, 34, 35, 39, 40, 45, 51, 52, 58, 59, 62, 66, 68, 73, 75, 76, 81, 82, 86, 87, 92, 94, 98, 99, 100, 102, 103, 116, 119, 120の項 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二の47~50の項 (情報照会)		事後	変更は、上記に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ. 1 (いつ時点の計数か)	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	Ⅱ. 2 (いつ時点の計数か)	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	I. 5. ① (部署)	健康福祉部保険課	市民環境部市民保険課	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	I. 5. ② (所属長)	保険課長 村田 裕成	市民保険課長 藤本 勲	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更及び人事異動に伴う所属長の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	I. 7. (請求先)	宇土市健康福祉部保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成29年4月1日	I. 8. (連絡先)	宇土市健康福祉部保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111	事後	変更は、機構改革に伴う部署名の変更のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成30年1月9日	I. 4. ① (実施の有無)	実施しない	実施する	事前	変更は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施に伴うもので、しきい値判断結果に変更なし
平成30年1月9日	I. 4. ② (法令上の根拠)	(記載なし)	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 47～50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第26条の2～4 (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二の1～4, 6, 25, 26, 27, 30, 32, 34, 35, 39, 40, 45, 51, 52, 58, 59, 62, 66, 68, 73, 75, 76, 81, 82, 87, 92, 94, 98, 99, 100, 102, 103, 118, 119の項 ・別表第二主務省令第1～4条, 第6条, 第18～20条, 第22条の3, 第22条の4, 第24条の2, 第24条の3, 第31条の2, 第31条の3, 第33条, 第37条, 第38条の2, 第40条の2, 第40条の3, 第43条の2, 第44条, 第45条, 第47条, 第50条, 第51条, 第59条の3	事前	変更は、上記に伴うものであり、しきい値判断結果に変更なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月9日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成29年12月31日時点	事前	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がなし
平成30年1月9日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	平成28年7月31日時点	平成29年12月31日時点	事前	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がなし
平成31年1月25日	I. 5. ②(所属長)	市民保険課長 藤本 勲	市民保険課長	事後	変更は、様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	平成29年7月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がなし
平成31年1月25日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	平成29年7月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がなし
令和2年1月6日	I. 1. ③(システムの名称)	1. Acrocity国民年金 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 総合行政システム国民年金 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 1(いつ時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和元11月6日 時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ. 2(いつ時点の計数か)	平成30年12月31日 時点	令和元11月6日 時点	事前	システムの全面入替え
令和2年10月8日	I. 4①(実施の有無)	[実施する]	[実施しない]	事後	情報連携を行っていないため、修正するものであり、しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	I. 4②(法令上の根拠)	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 47～50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第26条の2～4 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の1～4, 6, 25, 26, 27, 30, 32, 34, 35, 39, 40, 45, 51, 52, 58, 59, 62, 66, 68, 73, 75, 76, 81, 82, 87, 92, 94, 98, 99, 100, 102, 103, 118, 119の項 ・別表第二主務省令第1～4条, 第6条, 第18～20条, 第22条の3, 第22条の4, 第24条の2, 第24条の3, 第31条の2, 第31条の3, 第33条, 第37条, 第38条の2, 第40条の2, 第40条の3, 第43条の2, 第44条, 第45条, 第47条, 第50条, 第51条, 第59条の3 	—	事後	情報連携を行っていないため、修正するものであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	II. 1(いつの時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	II. 2(いつの時点の計数か)	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため